

介護予防支援等受託居宅介護支援事業所 御中

品川区福祉部

高齢者地域支援課長 菅野 令子
(公印省略)

令和3年度 管理栄養士派遣による栄養改善事業 ケアマネジメント委託の拡大について

平素より、品川区高齢者福祉施策へご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

介護予防において身体機能を維持するためには、食事・栄養面からのサポートが大変重要であることから、令和3年度より管理栄養士派遣による栄養改善事業について、下記のとおりケアマネジメント委託を拡大させていただきます。

つきましては、サービス利用についての適切なケアマネジメントをお願いいたします。

記

1. 変更内容

【旧 令和3年3月31日まで】

在宅介護支援センターのみでケアマネジメント可能

【新 令和3年4月1日から】

2. 利用要件を満たす場合、介護予防支援等受託居宅介護支援事業所でのケアマネジメントが可能

2. 利用要件

要支援1・2の認定を受けた方で、下表に掲げるサービスと併用する場合に限る

ケアマネジメント区分	指定介護予防支援	原則型 ケアマネジメント	簡略型 ケアマネジメント
併用対象 サービス	〈介護予防サービス〉 訪問看護、通所リハビリ、 福祉用具貸与 等	予防訪問事業 予防通所事業	生活機能向上支援 訪問事業

3. 事業内容

別添資料「令和3年度 管理栄養士派遣による栄養改善事業について」および
「令和3年度 管理栄養士派遣による栄養改善事業の流れ」のとおり

4. 様式

別添資料「【様式1】事業利用申込書」

「【様式2】訪問栄養食事指導依頼表」

「【様式3】栄養改善事業事業利用者一覧」のとおり

<お問合せ>

品川区福祉部 高齢者地域支援課 介護予防推進係
〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36
TEL: 03-5742-6733 FAX: 03-5742-6882